

## 医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制について

当院では、より質の高い医療を提供するために、勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資することを目的とする計画を策定し、これに基づき以下の取り組みを実施しております。

### 1. 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

- ① 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者  
副理事長 亀山 晃
- ② 病院勤務医の勤務状況の把握等  
勤務時間 平均週 32 時間 (うち時間外・休日 0 時間)  
当直回数 平均月当たり当直回数 1 回  
業務の量や内容を把握した上で、特定の個人に業務負担が集中しないよう配慮した勤務形態の策定
- ③ 多職種からなる役割分担推進のための委員会  
開催頻度： 年 3 回  
参加人数： 平均 6 人/回  
参加職種： 医師、看護師、薬剤師、栄養士、臨床検査技師、事務  
※委員会で取組状況を定期的に評価し、見直しを実施
- ④ 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画  
計画の策定：別紙（病院勤務医の負担軽減及び処遇改善に資する計画）の通り  
職員に対する計画の周知：病院会議にて各科責任者へ報告
- ⑤ 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開  
病院ホームページ
- ⑥ 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担  
初診時の予診の実施  
入院の説明の実施  
服薬指導  
静脈採血等の実施  
検査手順の説明の実施  
その他

⑦ 医師の勤務体制にかかる取組について

勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施

育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用

2. 本規則は、2020年（令和2年）4月1日より適用する。  
本規則は、2022年（令和4年）4月1日より適用する。